

平成21年12月22日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	北	村	和	博
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	北	御門	敏	則
会	計管理者兼会計課	岩	田	輝	寛
企	画課	藤	田	洋	一郎
総	務課	中	川		宏
財	政課	迎		和	泉
市	民課長兼選挙管理委員会事務局	田	中	一	枝
税	務課	中	村	和	典
福	祉事務所	峰	松	靖	規
保	険健康課	打	上	俊	雄
農	林水産課	森	田	利	明
商	工観光課	松	浦		勉
ま	ちなみ建設課	平	石	和	弘
環	境下水道課	亀	井	初	男
水	道課	福	岡	俊	剛
教	育委員	藤	家	恒	善
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼教育総務課	田	中	敏	男
生	涯学習課長兼中央公民館	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課	中	村	信	昭
農	業委員会事務局	井	手	清	治
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年12月22日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第86号 鹿島市監査委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第87号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第72号 鹿島市長期継続契約に関する条例の制定について
議案第73号 鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定について
議案第74号 鹿島市法定外公共物管理条例の制定について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 鹿島市農業委員会委員の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 意見書第2号 「新過疎法」の制定促進を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第7 意見書第3号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第8 意見書第4号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第9 意見書第5号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第10 意見書第6号 有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の開門調査の早期実施を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野議会事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書その2の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から、平成21年度10月分の出納検査結果に関する報告がありました。その

写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第86号、議案第87号の2議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件2件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第86号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

現委員、植松治彦氏の任期が、平成21年12月31日をもって満了しますが、引き続き植松氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第87号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員、西村幸氏の任期が、平成22年2月16日をもって満了することに伴い、後任者として白川幸一郎氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第86号、議案第87号の2議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第86号、議案第87号の2議案は委員会付託を省略することに決しました。

しばらくお待ちください。

日程第2 議案第86号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．議案第86号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第86号 鹿島市監査委員の選任については、植松治彦氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第86号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市監査委員の紹介があります。出村副市長お願いいたします。

○副市長（出村素明君）

それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。

ただいま議会の同意をいただきまして、監査委員として再任されることとなりました植松治彦様でございます。植松さん、一言お願いします。

○監査委員（植松治彦君）

ただいま議会の同意をいただきまして、引き続き監査委員の仕事させていただくことになりましたけれども、私、これまで監査の仕事を経験させていただいて、その監査の仕事の重要性というものはもちろんでございますけれども、それ以上に監査というものの難しさというものを改めて痛感しております。そういう意味で、この職責にどこまで耐え得るかというような気持ちもありますけれども、何はともあれ、自分なりに一生懸命最善を尽くしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○副市長（出村素明君）

以上で紹介を終わらせていただきます。

日程第3 議案第87号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第87号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議

に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第87号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、白川幸一郎氏の選任について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第87号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介があります。出村副市長、お願いいたします。

○副市長（出村素明君）

それでは、引き続き紹介をさせていただきます。

同じく、ただいま議会の同意をいただきまして、鹿島市固定資産評価審査委員会委員に選任されました白川幸一郎様でございます。白川様、一言お願いします。

○固定資産評価審査委員会委員（白川幸一郎君）

ただいま御承認いただきました白川幸一郎でございます。何分にもこの仕事は初めてでございますので、やっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○副市長（出村素明君）

以上で紹介を終わります。

日程第4 議案第72号～議案第74号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4．議案第72号 鹿島市長期継続契約に関する条例の制定について、議案第73号 鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定について、議案第74号 鹿島市

法定外公共物管理条例の制定について、以上3議案を一括して審議に入ります。

去る12月14日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第72号 鹿島市長期継続契約に関する条例の制定について、議案第73号 鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定について、議案第74号 鹿島市法定外公共物管理条例の制定についての3議案における総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成21年12月17日

鹿島市議会

議長 橋 爪 敏 様

総務建設環境委員会

委員長 水 頭 喜 弘

総務建設環境委員会審査報告書

平成21年12月14日の本会議において付託されました「議案第72号 鹿島市長期継続契約に関する条例の制定について」、「議案第73号 鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定について」、「議案第74号 鹿島市法定外公共物管理条例の制定について」は、12月17日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長水頭喜弘君。

○総務建設環境委員長（水頭喜弘君）

おはようございます。総務建設環境委員長の報告をいたします。

去る12月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第72号から議案第74号の3議案については、12月17日に委員会を開催し、担当部課長及び関係職員の出席を求め、条例内容の説明を受け、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第72号「鹿島市長期継続契約に関する条例の制定について」は、質疑の主なものとして、

物品は5年以内だが、5年間に機種変更とか物価の変動が出てくるとどうなるかの質問に対し、通常の耐用年数の範囲内であり出てこない。役務はあり得るとの答弁がありました。

役務は3年だが、一業者が独占してしまうことはないかの質問に対し、二、三年目は出てくる。しかし、人員や道具類の準備などがあり、公平にやれる。個々に対応していくとの答弁がありました。

長期契約を結ぶメリットはコストだと思う。安くなるのではの質問に対し、コストも安く

なることを期待したい。業者も安定的にできるが、逆に3年間はいれないというデメリットもあるとの答弁がありました。

役務の準備期間についてはの質問に対し、人員、機械の事前準備ができる期間となっているとの答弁がありました。

2年目以降に業務が減った場合はの質問に対し、甲乙協議して変更することになるとの答弁がありました。

庁舎管理の業務内容はの質問に対し、シルバー人材センターに委託し、宿日直の業務をしてもらっている。警備業務を行ってはいけないことになっている。庁内を巡回しているとの答弁がありました。

以上のような質疑、意見、要望があり、討論を経て採決の結果、議案第72号「鹿島市長期継続契約に関する条例の制定について」は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定について」は、条例内容の説明を受け、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の経過並びに結果について御報告をいたします。

準用河川はほかにないと思っていいいのかの問いに対し、現時点ではないとの答弁がありました。

以上のような質疑があり、採決の結果、議案第73号「鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例について」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「鹿島市法定外公共物管理条例の制定について」、条例内容の説明を受け、慎重に審査をいたしました。

審査の経過並びに結果について、御報告します。

公有水面の支払い先は、今までと違うかの質問に対し、以前と変わらず市町村が徴収することになっているとの答弁がありました。

以上のような質疑があり、採決の結果、議案第74号「鹿島市法定外公共物管理条例の制定について」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設環境委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第72号 鹿島市長期継続契約に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鹿島市法定外公共物管理条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました。

日程第5 鹿島市農業委員会委員の推薦について

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 鹿島市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により鹿島市農業委員会委員を推薦するものであります。

お諮りします。推薦の方法については議長指名により推薦したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議長指名により推薦することに決しました。

それでは、下古枝の松本良子さん、常広の伊東マサノさん、音成の岡みどりさん、以上3名を指名いたします。

これにより、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により鹿島市農業委員会委員に松本良子さん、伊東マサノさん、岡みどりさん、以上3名を推薦したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名を鹿島市農業委員会委員に推薦することに決しました。

お諮りします。意見書第2号から意見書第6号の5件は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号から意見書第6号の5件は委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 意見書第2号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第6．意見書第2号 「新過疎法」の制定促進を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書案の朗読を求めます。3番議員松本末治君。

○3番（松本末治君）

おはようございます。

意見書第2号

「新過疎法」の制定促進を求める意見書（案）

過疎地域はわが国の国土の大半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市に対する食料・水・エネルギーを供給し、森林による地球温暖化の防止など、大きな役割を果たしている。しかしながら、過疎地域では人口減少と少子・高齢化が急激に進み、集落が消滅の危機に瀕するなどわが国の国土保全上、極めて深刻な状況に陥っている。

これまで4次にわたる過疎対策特別措置法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事業が行われてきた。過疎地域の果たす多面的・公益的機能に鑑み、引き続き過疎地域に対する総合的な支援を継続する必要がある。

よって、国会および政府においては、過疎対策を強力に推進するため、平成22年3月末で失効する「過疎地域自立促進支援法」の後の「新過疎法」を制定し、以下の施策が実施されることを強く求める。

1. 「新過疎法」の制定にあたっては、現行法の延長ではなく、過疎地域の果たす役割を評価し、新たな過疎対策の理念を明確にすること。
2. 「平成の大合併」を踏まえ、過疎地域の様々な特性を勘案した「人口密度」「森林率」などを加えた新たな指定要件・指定単位を設定すること。

3. 過疎対策事業債の対象事業については地域の実情に合わせた要件緩和・弾力的運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
副総理・国家戦略担当大臣 菅直人様
総務大臣 原口一博様
財務大臣 藤井裕久様
内閣官房長官 平野博文様

以上、意見書（案）を提出する。

平成21年12月22日

提出者	鹿島市議会議員	松田義太
	〃	松尾勝利
	〃	光武学
	〃	馬場勉
	〃	森田和章
	〃	徳村博紀
	〃	福井正
	〃	水頭喜弘
	〃	橋川宏彰
	〃	中西裕司
	〃	谷口良隆
	〃	小池幸照
	〃	松尾征子
	〃	中村雄一郎
	〃	松本末治

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。意見書第2号 「新過疎法」の制定促進を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第2号は提案のとおり可決されました。

日程第7 意見書第3号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 意見書第3号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書案の朗読を求めます。1番議員松田義太君。

○1番（松田義太君）

おはようございます。1番議員の松田義太です。意見書第3号を読み上げさせていただきます。

意見書第3号

悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書（案）

今般、川端達夫文部科学大臣は「全国学力・学習状況調査」について、来年度より「悉皆方式」から「抽出方式」に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額修正されている。さらには、政府の行政刷新会議が「全国学力・学習状況調査の実施」を「事業仕分け」の対象としたため、調査規模がさらに縮小される可能性が出てきており、都道府県や自治体間の学力比較ができなくなり、地域間格差を是正する実効性が失われるおそれさえ生じている。

来年は3年前に小学6年生だった生徒が、中学3年生となり「全国学力・学習状況調査」に参加する。3年間の学習の成果を、定点観測により検証できる初めての機会であるにもかかわらず、あえて「抽出方式」に切り替える合理的な理由はない。何よりも、保護者から、子供の相対的な学力を知ることができるので、「全国学力・学習状況調査」に参加したいという声が数多くある。

抽出調査の対象外であっても、設置者が希望すれば利用できる「希望利用方式」も併用す

るとのことだが、その実施に関しては非常にあいまいであり、多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となったものと比べて、著しく不公平を生じる。悉皆調査であるからこそ、子供一人ひとりの課題などが把握でき、高度な分析・検証に関する調査研究も可能となることから、悉皆調査として継続すべきである。

よって、国会および政府においては、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6・中3の全児童生徒を対象とする全国学力テストを継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
副総理・国家戦略担当大臣 菅直人様
文部科学大臣 川端達夫様
総務大臣 原口一博様
内閣官房長官 平野博文様

以上、意見書（案）を提出する。

平成21年12月22日

提出者 鹿島市議会議員 松尾勝利
〃 松本末治
〃 光武学
〃 馬場勉
〃 森田和章
〃 徳村博紀
〃 福井正
〃 水頭喜弘
〃 橋川宏彰
〃 中西裕司
〃 谷口良隆
〃 小池幸照
〃 中村雄一郎
〃 松田義太

鹿島市議会議長 橋爪敏様

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。意見書第3号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、意見書第3号は提案のとおり可決されました。

日程第8 意見書第4号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8．意見書第4号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。4番議員光武学君。

○4番（光武 学君）

おはようございます。4番議員光武学です。

意見書第4号

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書（案）

わが国の農山漁村は安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっている。このまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念されている。

よって、国会および政府においては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、以下の施策の推進を図られることを強く求める。

1. 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機

能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。

2. 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。
3. 農地、農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、「農地・水・環境保全向上対策事業」を充実・強化すること。
4. 木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて「美しい森林（もり）づくり」を展開するため、必要な財源を確保すること。
5. 今年度で期限が切れる漁村再生交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
副総理・国家戦略担当大臣	菅直人様
農林水産大臣	赤松広隆様
環境大臣	小沢鋭仁様
財務大臣	藤井裕久様
内閣官房長官	平野博文様

以上、意見書（案）を提出する。

平成21年12月22日

提出者	鹿島市議会議員	松田義太
	〃	松尾勝利
	〃	松本末治
	〃	馬場勉
	〃	森田和章
	〃	徳村博紀
	〃	福井正
	〃	水頭喜弘
	〃	橋川宏彰
	〃	中西裕司
	〃	谷口良隆
	〃	小池幸照

〃 松尾 征子
〃 中村 雄一郎
〃 光武 学

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。意見書第4号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

日程第9 意見書第5号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9. 意見書第5号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。7番議員徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

意見書第5号

平成22年度予算の年内編成を求める意見書（案）

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組み替えを明言している。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた事業をいくつも地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針を示した。同会議の結論通り、平成22年度予算が編成されるのであれば、来年度の地方自治体予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

地方自治体は新政権の予算編成を受け、年明けより速やかに平成22年度予算編成作業に着手し、国民生活・地域経済に影響を与えないよう適切な執行をしなければならない。しかし、現状では、政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よって、政府においては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年度予算を年内に着実に編成することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月22日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
副総理・国家戦略担当大臣 菅直人様
財務大臣 藤井裕久様
総務大臣 原口一博様
内閣官房長官 平野博文様
行政刷新担当大臣 仙谷由人様

以上、意見書（案）を提出する。

平成21年12月22日

提出者 鹿島市議会議員 松田義太
" 松尾勝利
" 松本末治
" 光武学
" 馬場勉
" 森田和章
" 福井正
" 水頭喜弘
" 橋川宏彰
" 中西裕司
" 谷口良隆
" 小池幸照
" 松尾征子
" 中村雄一郎
" 徳村博紀

鹿島市議会議長 橋爪敏様

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。意見書第5号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第5号は提案のとおり可決されました。

日程第10 意見書第6号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10、意見書第6号 有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の開門調査の早期実施を求める意見書（案）についての審議に入ります。提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。2番議員松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

2番議員松尾勝利です。

意見書第6号

有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の開門調査の 早期実施を求める意見書（案）

有明海の環境異変の根本的な原因を究明するため、中・長期の開門調査を求めた佐賀地裁の判決を受け、国は開門調査のための環境アセスメントを行うとしている。現在、佐賀県や鹿島市は環境アセスメントの方法書に対する意見書を提出し、早期実施を求めているが、手順に従い手続きを行えば開門調査実施までは6年以上の歳月を要する。

去る10月22日、佐賀県知事が赤松農林水産大臣に一日も早い開門調査の実施を要請したのに対し、大臣は地元知事同士の合意にむけた協議をするよう求められた。佐賀県地元漁業者は不安を持ちながら漁業に従事しており、安心して操業ができる環境作りと良好な漁場環境の早急な復元を望んでいる。

しかし、長崎県は農地の保全や防災の必要性から開門反対の立場であり、両県の合意は困

難な状況にあると考える。

よって、国会および政府においては、諫早湾干拓が国策事業である以上、地元協議の如何に関わらず、国の責任において諫早湾干拓地排水門の開門調査が早期に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成21年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
副総理・国家戦略担当大臣 菅直人様
農林水産大臣 赤松広隆様
環境大臣 小沢鋭仁様
水産庁長官 町田勝弘様
農林水産省九州農政局長 宮本敏久様

以上、意見書（案）を提出する。

平成21年12月22日

提出者 鹿島市議会議員 松田義太
〃 松本末治
〃 光武学
〃 馬場勉
〃 森田和章
〃 徳村博紀
〃 福井正
〃 水頭喜弘
〃 橋川宏彰
〃 中西裕司
〃 谷口良隆
〃 小池幸照
〃 松尾征子
〃 中村雄一郎
〃 松尾勝利

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。意見書第6号 有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の開門調査の早期実施を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第6号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時46分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋爪 敏

会議録署名議員 10番 橋川 宏 彰

同 上 11番 中西 裕 司

同 上 12番 谷口 良 隆